

第 4 章

長崎県産業連関表作成概要

第4章 長崎県産業連関表作成概要

作成方針及び基本概念

1. 作成基本方針

令和2年産業連関表作成における概念、定義、推計方法等については、国の「令和2年産業連関表」に準拠する。

(1) 目的

県内経済における産業相互の連関構造、特質及び流通過程を明らかにし、県経済の構造分析、行政施策の立案及び経済波及効果測定等の分析に活用されるほか県民経済計算等の基礎資料として活用される。

(2) 対象年次及び対象範囲

令和2年1月から12月までに長崎県内で行われた財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

本県の産業連関表は、昭和45年(1970年)表以来、西暦年の末尾が0又は5の年次を対象として5年ごとに作成することを原則としてきた。

ただし、平成23年(2011年)長崎県産業連関表は、重要な基礎資料となる「経済センサス・活動調査」の調査対象年次が平成23年(2011年)であり、国の産業連関表もこれに合わせて平成23年(2011年)を対象年次として作成したため、本県においても平成23年(2011年)を作成対象年としている。

(3) 表の形式

本県では入手可能な資料の範囲、作成作業の難易、分析目的等を考慮のうえ、前回に引き続き全国的にも作成が多い「地域内競争輸移入型」とする。

(4) 逆行列係数の型

「 $(I - A)^{-1}$ 型」及び「 $(I - (I - M)A)^{-1}$ 型」とする。

(5) 価格評価

「実際価格」による、「生産者価格」で評価する。

(6) 輸出入品の価格

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれた「C I F (cost insurance and freight) 価格」で評価する。

普通貿易の輸出品は、本船渡しの「F O B (free on board) 価格」で評価する。

(7) 消費税の取り扱い

各取引額に消費税を含む「グロス表示」とする。

輸出業者を経由する輸出品の国内取引に係る消費税還付分は、「輸出（普通貿易）」及び県内生産額から控除する（平成27年長崎県産業連関表では含まれていた）。
消費税納税額は粗付加価値部門の「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に計上する。

（8）部門分類

原則として行部門は商品分類により分類する。列部門は、アクティビティベース（生産活動単位）により分類する。

作業部門については、全国表に準拠するが、統合大分類表は、分析に利用しやすいよう県独自の部門統合とする。

○作成部門

統合分類	行部門表	列部門表	○は報告書で公表
基本分類	445	391	
統合小分類	188	188	
統合中分類	108	108	
統合大分類	40	40	
ひな型	13	13	

ホームページ掲載

（9）特殊な扱いをする部門

商業部門と運輸部門

産業連関表では部門間の取引実態を記録するものであるが、通常、大部分の取引は商業及び運輸部門を経由して行われるので現実の取引活動そのままに忠実に示そうとするなら、かえって部門間の取引関係がわかりにくくなってしまう。

このため部門間で取引が直接行われたように記述し、取引の過程で付加された商業マージン及び運賃は、購入者側の部門が別途負担したものとして取り扱う。

コスト商業・コスト運賃

直接的な費用として処理される「コスト商業」「コスト運賃」を各列部門の生産活動に要した費用として、それぞれ行部門の商業及び運輸の交点に計上する。

屑・副産物

前回同様に基本的にマイナス投入方式により処理する。

「再生資源回収・加工処理」部門を設定し、「屑・副産物」そのものを含めず、回収・加工に要する経費だけを表章する部門として取り扱う。

帰属計算部門

次の部門について帰属計算を行う。

- ・金融仲介サービス
- ・生命保険及び損害保険の保険サービス
- ・持家社宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

仮設部門

独立した生産活動が実際に行なわれているものではないが、産業連関表作成上の便宜及び利用目的を

踏まえ、以下の仮設部門を設ける。

古紙、鉄屑、非鉄金属屑、自家輸送（旅客自動車）自家輸送（貨物自動車）事務用品

使用者主義と所有者主義

使用者主義と所有者主義の二つの考え方方が適用できる「物品賃貸業」について、平成27年表では「所有者主義」により推計していたが、令和2年表の作成に当たっては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分けたうえで、ファイナンス・リースのリース資産計上分については、「使用者主義」に変更する。

対象は次の6部門の一部である。

- ・産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
- ・建設機械器具賃貸業
- ・電子計算機・同関連機器賃貸業
- ・事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
- ・スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
- ・貸自動車業

なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」部門についても、「所有者主義」で推計する。

中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等

政府及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」別に、A非市場生産者（一般政府）B非市場生産者（対家計民間非営利団体）C市場生産者に大別されるが、A及びBの活動については一般的な産業と比べて、その活動の基本原理が異なるため、特殊な扱いが行われている。

- (ア) 県内生産額は、経費の積み上げをもって計測し、営業余剰は計上しない。
- (イ) 「一般政府」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）「社会保障基金」及び「対家計民間非営利団体」（研究機関を除く。）の産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業または家計から支払われた料金相当額をその負担部門に計上し、残りの額のほとんどを当該行部門の「中央政府個別の消費支出」「地方政府個別の消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。
- (ウ) 「一般政府」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）「社会保障基金」及び「対家計民間非営利団体」（研究機関）の産出先は、研究機関に係る支出は、「県内総固定資本形成（公的）」「県内総固定資本形成（民間）」に計上し、残りの額を当該行部門の「中央政府集合的消費支出」「地方政府集合的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。
- (エ) 「一般政府」のうちの「公務」の産出先は、ほとんどを「中央政府集合的消費支出」「地方政府集合的消費支出」に計上する。
- (オ) 公務・準公務の区分
「一般政府」に格付けられた機関のうち、「市場生産者」部門に類似の活動が存在する場合は、原則として「準公務」に格付けし、それ以外は「公務」に格付けている。

2. 平成 27 年表からの主な変更点

(1) 部門分類等(名称変更・コード変更だけのものを除く)

- 「かんしょ」と「ばれいしょ」を「いも類」に統合
- 「野菜(露地)」と「野菜(施設)」を「野菜」に統合
- 「育林」及び「素材」に含まれていた国有林野事業は「公務(中央)」に、地方自治体が行う造林事業は「公務(地方)」に統合
- 「砂利・碎石」に含まれていた「碎石」を「その他の窯業・土石製品」に統合、名称を「砂利・採石」に変更
- 「食肉」に含まれていたと畜場の活動を新設する「と畜場(公営)」及び「と畜場」に分割
- 「牛肉」「豚肉」「鶏肉」「その他の食肉」及び「と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)」を「食肉」に統合
- 「飲用牛乳」と「乳製品」を「酪農品」に統合
- 「精米」と「その他の精穀」を「精穀」に統合
- 「綱・網」と「他に分類されない繊維工業製品」を「その他の繊維工業製品」に統合
- 「建設用木製品」と「他に分類されない木製品」を「その他の木製品」に統合
- 「普通鋼鋼管」と「特殊鋼鋼管」を「鋼管」に統合
- 「鍛鋼」と「鋳鋼」を「鋳鍛鋼」に統合
- 「鋳鉄品」と「鍛工品(鉄)」を「鋳鉄品・鍛工品(鉄)」に統合
- 「動力伝導装置」と「他に分類されないはん用機械」を「その他のはん用機械」に統合
- 「食品機械・同装置」「木材加工機械」「パルプ装置・製紙機械」「印刷・製本・紙工機械」及び「包装・荷造機械」を「生活関連産業用機械」に統合
- 「自動販売機」「娯楽用機器」及び「その他のサービス用機器」を「サービス用・娯楽用機器」に統合
- 「乗用車」を「乗用車(ハイブリッド車)」及び「乗用車(ハイブリッド車を除く。)」に分割
- 「産業用運搬車両」と「他に分類されない輸送機械」を「その他の輸送機械」に統合
- 行部門「事業用電力」と「自家発電」を統合し、「電気」とし、列部門「事業用火力発電」「事業用発電(火力発電を除く。)」及び「自家発電」を発電の種別により「電気(火力(バイオマス・廃棄物を含む。))」「電気(原子力)」及び「電気(水力、地熱、太陽光、風力等)」に再編
- 「医療(入院診療)」及び「医療(入院外診療)」を「医療(病院)」及び「医療(一般診療所)」に再編
- ②「他の洗濯・理容・美容・浴場業」に含まれていた日本標準産業分類「7891 洗張・染物業」を分割し、「洗濯業」に統合
- ②「他の娯楽」に含まれていた場外券売場の活動を「競輪・競馬等の競走場・競技団」に統合
- ③「遊戯場」及び「他の娯楽」を「遊戯場・その他の娯楽」に統合
- ④「獣医業」を小分類での「農業サービス」から分離し「獣医業」に、大分類で「対個人サービス」に統合
- ⑤「他の対個人サービス」に含まれていた日本標準産業分類「793 衣服裁縫修理業」を「各種修理

業（別掲を除く。）」に統合

- ⑯「輸出（普通貿易）」において、平成27年表では、輸出品の国内流通に係る消費税は本部門と各行部門との交点に計上し、「卸売」との交点にマイナス計上していたが、各行部門の県内生産額から控除することとし、本部門には計上しない。

（2）2008SNA 及び2015（平成27年）基準国民経済計算への対応

娛樂・文学・芸術作品の原本（以下「娯楽作品原本」）の県内総固定資本形成としての計上
国民経済計算の2015年基準改定と同様に、娯楽作品原本を新たに生産に追加し、全額を県内総固定資本形成（移輸出入の譲渡取引を含む）に計上する一方、娯楽作品原本に関する著作権使用料については、令和2年表には導入しない。

リース区分（ファイナンス・リース/オペレーティング・リース）に応じた計上

ファイナンス・リースについては、FISM（間接的に計測される金融仲介サービス）扱いへの変更は基礎資料が乏しいため、本体表への導入を見送り、賃貸サービスとするものの、県内生産額は賃貸料収入（受取りリース料）から元本相当額を減額し、マージン的な扱いに見直す一方、資本減耗引当等の資産関係の推計は2015年基準国民経済計算と同様の使用者主義に見直す。

3. 産業連関表と県民経済計算の関係

県民経済計算が、付加価値を生産、分配及び支出面からとらえることに重点を置くのに対して、産業連関表は、財・サービスの流れ、すなわち実物的な「モノのフロー」面の実態を明らかにするものとして位置付けられている。また、県民経済計算では産業計として一括されている中間生産物についても、産業連関表では各部門別に、その生産及び取引実態を詳細に記録するものとなっている。

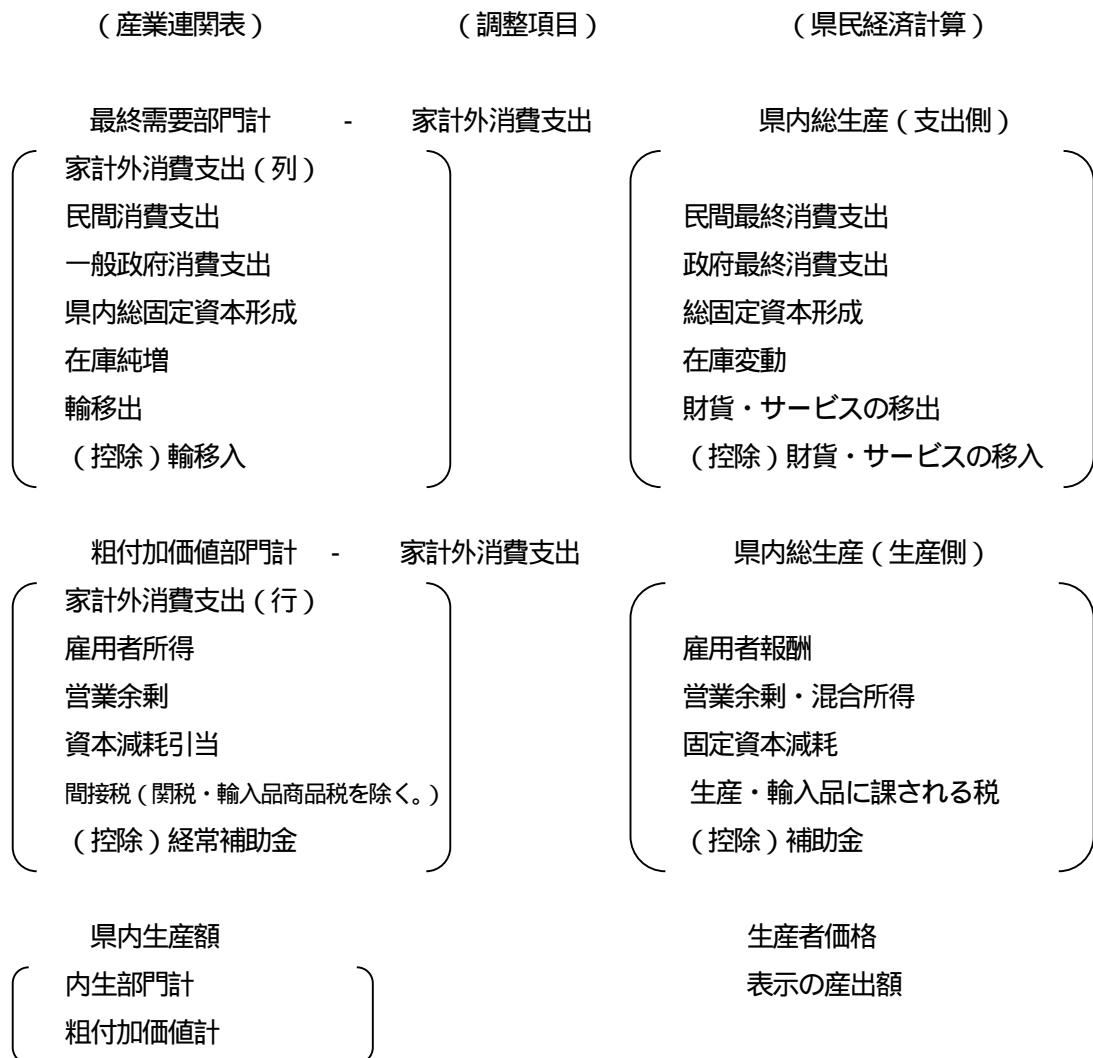
ところで、もともと県民経済計算の計数と産業連関表の外生部門（付加価値及び最終需要）の計数とは、同じ県民経済の流れをとらえたものであるが、概念上の相違に加え、推計に使用する資料や推計方法も異なっている。したがって、両者の県内総生産相当額が一致するものではない。

主な相違点は次のとおりである。

	産業連関表	県民経済計算
作成対象期間	暦年（1月1日～12月31日）	会計年度（4月1日～翌年3月31日）
部門分類	生産活動ベース	事業所ベース
作成対象地域	県内ベース	県民ベース（生産、支出は県内ベース）
家計外消費支出の扱い	外生部門である最終需要及び粗付加価値にそれぞれ計上	中間消費（内生部門）に計上

産業連関表と県民経済計算の大まかな対応関係を表すと次のとおりである。

なお、「家計外消費支出」は、県民経済計算において内生部門に格付けられている



部門別推計方法等

この項では、部門ごとに で概念・定義及び範囲等を、 で推計方法と資料名を記述しているが、紙面の都合で概略及び主な推計方法を示すにとどめた。実際の推計は、基本分類別に行っており、細品目(10桁コード分類)で推計可能な部門については、それによって推計を行っている。

なお、概念・定義及び範囲は、「令和2年(2020年)産業連関表作成基本要綱」(産業連関部局長会議)に準拠し、推計方法は「平成27年(2015年)産業連関表 - 総合解説編 -」(総務省)「地域産業連関表作成基本マニュアル(未定稿版)」(産業連関幹事会)「令和2年(2020年)産業連関表作成基本要綱」(産業連関部局長会議) 平成27年作成時の推計方法等を参考にした。

1. 県内生産額の推計

「県内生産額」とは、部門ごとの1年間の生産及び取引の総額である。産業連関表の行と列を統制する

極めて重要な数値であり、その内訳として投入額及び産出額の推計が行われる。このような位置付けから、コントロール・トータルズ（control totals）略して「CT」と呼ばれることが多い。

生産の範囲は、いわゆる県内生産（県内概念による生産額）であり、外国（県外）企業の県内における生産活動は県内として扱い、逆に本県企業の外国（県外）における生産活動は除かれる。また、我が県に存在する外国公館や外国軍隊等の活動は含まれない。

一貫生産工程における自家生産・自家消費品は原則として生産額の対象としないが、投入・産出構造が異なる場合は、原則としてそれぞれの商品ごとに分離し、生産額を計上した。しかし、実際には出荷ベースの統計により推計される場合、自家生産・自家消費品は把握できないので、県内生産額には含まれないことになる。このように、利用する統計資料によって扱いが異なる。

(1) 農業

この部門は、耕種農業（米麦その他の作物）、畜産及び農業サービス（土地改良区、航空防除等）の生産活動である。

下記資料をもとに数量×単価や全国表の数値を按分する等して推計した。

九州農林水産統計年報、生産農業所得統計、作物統計、担当課資料

(2) 林業

育林、素材、特用林産物（狩猟業を含む）の生産活動である。造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産額に含める。

木材需給報告書、長崎県の森林・林業統計、林業産出額などをを利用して、単価×数量や全国値を按分する等して推計した。

(3) 水産業

海面漁業、海面養殖業、内水面漁業・養殖業の生産活動である。

海面漁業・海面養殖業は漁業産出額による産出額を使用した。内水面漁業・養殖業は漁業・養殖業生産統計、漁業センサスを利用して推計した。

(4) 鉱業

金属鉱物、石炭・原油・天然ガス、砂利・採石、非金属鉱物の生産活動である。

経済センサス - 活動調査関係資料をもとに全国表の数値を按分して推計した。

(5) 製造業

この部門の範囲は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類〔E 製造業〕とほぼ同じである。

経済センサス - 活動調査関係資料、その他の資料などを用いて推計した。

(6) 建設

国、地方公共団体及び民間が県内で行った建築工事、建設補修、公共事業及びその他の土木建設の生産活動である。なお、これら建設工事に係る用地費及び移転補償費は生産額に含めない。

建築着工年報、建設総合統計、建設工事受注動態統計調査報告、道路統計年報、全国表等を用いて推計した。

(7) 電気・ガス・水道

電気、都市ガス、熱供給業、水道の生産活動である。

電気は販売用の発電活動のみならず送配電活動及び自家発電活動が含まれる。

都市ガス、熱供給業は販売用及び自家用、水道は上水道・簡易水道、工業用用水、下水道の活動からなる。

電気は電気事業便覧、経済センサス・活動調査関係資料等を使用して推計した。

ガス・熱供給は県民経済計算関係資料を使用して推計した。

水道は長崎県水道事業概要、地方公営企業決算状況調査、地方財政統計年報を使用して推計した。

(8) 商業

卸売業及び小売業の生産活動である。商品の流通に伴い付加された商業マージン（販売額 - 仕入額）を生産額とする。

経済センサス・活動調査関係資料を使用して推計した。

(9) 金融・保険

金融業及び保険業の生産活動である。

県民経済計算関係資料を使用して推計した。

(10) 不動産

不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料の生産活動である。

経済センサス・活動調査、住宅・土地統計調査等を使用して推計した。

(11) 運輸・郵便

鉄道輸送、道路輸送、航空輸送、運輸付帯サービス、郵便・信書便などの生産活動である。なお、自家輸送を仮設部門として設定した。

九州運輸要覧、郵便物・荷物の引受物数、港湾統計、貨物・旅客地域流動調査、数字でみる航空、倉庫統計等を使用して推計した。

(12) 情報通信

通信、放送、情報サービス、インターネット付随サービス、映像・音声・文字情報制作の生産活動である。

通信量からみた我が国の音声通信利用状況、経済センサス・活動調査関係資料等を使用して推計した。

(13) 公務

中央及び地方政府関係の政府サービス生産者から教育、研究等「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

中央政府は国家公務員給与実態調査の本県在勤人員の対全国比を全国CTに乗じて推計した。

地方政府は歳出決算額（議会費+総務費+警察費+消防費）の対全国比を全国CTに乗じて推計した。

(14) サービス

教育、研究、医療、保健衛生等の公共的サービス、物品賃貸業、広告、機械修理等の対事業所サービス、宿泊業、飲食サービス、娯楽サービス等の対個人サービスの生産活動である。

学校基本調査、社会福祉施設等調査、介護保険事業状況調査、経済センサス関係資料、県内大学の財務諸表等を使用して推計した。

(15) 事務用品・分類不明

事務用品は各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するもの。

分類不明は他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動である。なお、他の列・行部門の推計上の誤差集積部門を兼ねる。

全国表の投入係数に長崎県のCTを乗じて推計した。

2. 最終需要部門

産業部門相互間（内生部門）で取引を繰り返しながら生産される財・サービスは、究極的には、消費、投資、輸移出等の最終需要部門に供給される。つまり、この最終需要部門は、生産部門からの財・サービスを最終的に需要する部門で、内生部門に対して外生部門と呼ばれる。

下記方法により推計を行い、さらに産出方向の調整作業により最終値とした。

（1）家計外消費支出（列）

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。産業連関表では、最終需要部門（列）と粗付加価値部門（行）の両外生部門に計上されており、列部門の家計外消費支出合計と、行部門の「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生」の合計は一致する。すなわち、最終需要欄では、全企業の消費額が財別に計上されているのに対し、その支出額が粗付加価値部門欄に産業別に計上される。

家計外消費支出（行）の推計値を全国表における家計外消費支出（列）の構成比で各部門に配分した。

（2）民間消費支出

a 家計消費支出

家計の財・サービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、県外から受け取った現物贈与の純増を加算し、さらに県民の県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物、構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。

全国表の家計消費支出額や家計調査の結果を基に推計した。

b 対家計民間非営利団体消費支出

非市場生産者（対家計民間非営利団体）の生産額（生産活動に要するコスト）から他の部門に対するサービスの販売額（私立学校の授業料等）及び自己勘定総固定資本形成（研究・開発）を差し引いた自己消費額である。

全国表の消費支出に対家計民間非営利サービス生産部門のCT対全国比を乗じた。

（3）一般政府消費支出

a 一般政府消費支出

中央政府及び地方政府が提供するサービスの支出から、他の部門へ販売されたサービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成（研究・開発）を差し引いた一般政府の自己消費額のことである。

県民経済計算関係資料を用いる、全国表を按分する等して推計した。

b 一般政府消費支出（社会資本等減耗分）

中央政府及び地方政府が提供するサービス（上記aの範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。

粗付加価値部門での資本減耗引当（社会資本等減耗分）として推計した。

(4) 県内総固定資本形成

県内総固定資本形成

a　県内総固定資本形成（公的）

政府サービス生産者及び公的企業による県内における建設物、機械、装置、知的財產生産物（研究・開発、ソフトウェアを含む）など固定資産の取得（購入、固定資産の振替）からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用を含む。生産過程から产出された資産に限定されるため、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。税法上の少額の減価償却資産として、使用可能期間が1年未満のもの及び取得価額が10万円未満のものは、推計に使用する基礎統計において固定資産に記録されていない場合があり、このような行部門においては、実態上、複数年使用される財のうち単価が10万円以上の財が本部門へ計上され、それ未満の財は内生部門へ算出される扱いとなる。

b　県内総固定資本形成（民間）

建設物、機械、装置、知的財產生産物（研究・開発、ソフトウェアを含む）などの固定資産の取得（購入、固定資産の振替）であり、範囲は、aと同じである。資本形成を行う主体は、市場生産者（公的企業を除く。）及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）である。なお、持家に係る建物、構築物の取得や耐用年数の向上を伴うような改修、土地の造成・改良費は、自己消費される住宅サービス（住宅賃料（帰属家賃））の生産に用いられるものとして扱い、本部門に含める。

主に全国表固定資本マトリックス等を用いて、全国表の値を按分して推計した。

(5) 在庫純増

産業の所有する製品在庫、半製品・仕掛品在庫、流通在庫、原材料在庫の物量的増減（年末在庫高から年初在庫高を差し引いた増減額）を各品目の年間平均価格で評価したものである。

全国表の値を按分して推計した。

(6) 輸出・輸入

貿易

a　普通貿易

「本県居住者と非居住者間における財の取引」で、財務省が作成する貿易統計に計上される財を範囲とする。

b　特殊貿易

「本県居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とする。

c　直接購入

「非居住者家計による県内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。

普通貿易については貿易統計のうち県内開港分をベースにした。輸出額についてはFOB価格で評価されているので、県内の流通マージンを控除し、生産者価格ベースの輸出額とした。

特殊貿易・直接購入については、全国表の値を関係指標で按分する等して推計した。

関税及び輸入品商品税は、全国表の輸入（普通貿易）に対する関税及び輸入品商品税の比率を、長崎県の輸入（普通貿易）の推計値にそれぞれ乗じて推計した。

(7) 移出・移入

「移出」は本県で生産された財・サービスが日本国内の本県以外の地域で消費された額であり、「移入」は逆に日本国内の本県以外の地域で生産された財・サービスが本県内へ投入された額である。ただし、流通過程での単なる県際間の通過は移出入とならない。

以下の資料を使用して推計した。

ながさきの統計、商品流通調査結果表、長崎県観光統計、旅行・観光消費動向調査、平成27年産業連関表（全国表）、平成27年長崎県産業連関表、経済センサス・活動調査、など。

3. 粗付加価値部門

最終需要と同じく外生部門である粗付加価値部門は、県内生産額部門の生産額（生産者市場価格）から、生産のために投入した中間生産物（サービスを含み、購入にあたっての流通マージンを含む市場価格）の消費額を控除したものに等しい。

(1) 家計外消費支出（行）

最終需要部門の家計外消費支出（列）と同じ概念である。

令和2年全国表における各部門の国内生産額に対する投入率を算出して、県内生産額（CT）に乘じた。

(2) 雇用者所得

県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得とは、雇用主の支払いベースである。雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

平成27年の長崎県表の投入係数に全国表の投入係数の変化率（今回の全国表の投入係数を前回の全国表の投入係数で除したもの）を乗じて、今回の地域表の投入係数を試算し、それに、県内生産額を乗じるなどして推計した。

(3) 営業余剰

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税 - 補助金）を控除したものを範囲とする。

県民経済計算を参考に推計した。

(4) 資本減耗引当

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象としていない。

県民経済計算を参考に推計した。

(5) 資本減耗引当（社会資本等減耗分）

一般政府の保有する固定資産について、その価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、資本減耗引当と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。

「日本の社会資本」による社会資本ストック額対全国比を全国値に乘じるなどして推計した。

(6) 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）

財・サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含める。

ただし、「関税」「輸入品商品税」は間接税には含めず、最終需要の控除項目として計上する。

国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では地方たばこ税、固定資産税等が、税外負担では印紙収入等が間接税に相当する。

県民経済計算推計資料をもとに推計した。

(7)(控除) 経常補助金

経常補助金は、一般的に、1.非市場生産者（一般政府）から市場生産者に対して交付され、2.市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、3.財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない。

令和2年全国表における各部門の国内生産額に対する投入率を算出し、投入率を長崎県CTに乗じて推計した。

4. 投入及び産出調整

(1) 県の生産額を全国表の投入構造で配分し、県で推計した粗付加価値部門及び最終需要部門を登録し試算表とした。

(2) この段階では、投入額計及び産出額計はほとんどの部門でCTとは一致していない。これを一致させるためバランス調整を行う。

最初に投入方向の調整を行い、得られた計数をもとに横の産出方向を調整した。

(3) バランス調整を繰り返したあとの最終的な誤差は産出方向では「移出入」部門、投入方向では「営業余剰」で調整を行なった。

雇用表

1. 雇用表の概念

雇用表は令和2年の1年間において産業連関表の各部門に投入された労働量を従業者数として従業上の地位別に表示したものである。

この表から本県の就業構造が直接把握できるとともに、産業連関表の投入係数、生産誘発係数等に対応する労働力投入係数、労働誘発係数等が計算される。これらの係数を用いて、最終需要の変化がもたらす雇用需要への影響に関する分析等が可能となる。

2. 雇用表の作成概要

(1) 雇用表の内容

表側の部門は産業連関表の列部門と対応している。

108部門で推計作業を行い、これを統合して40部門表と13部門表を作成した。

表頭は従業上の地位別内訳であり、範囲は次のとおりである。

個人業主

個人経営の事業所の事業主で、実際にその事業所を経営している者。

家族従業者

個人業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者。一般的従業員と同等の賃金や給料を受けている者は雇用者に分類する。

有給役員

常勤及び非常勤の法人や団体の役員であって有給の者。役員や理事であっても、職員を兼ねて一定の職務に就き、一般的従業員と同じ給与規則に基づいて給与の支給を受けている者は雇用者に分類する。

常用雇用者

期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者。この条件をみたす限り、見習、パートタイマー、臨時・日雇など名称がどのようなものであっても常用雇用者に分類する。休職者も含む。

- ・正社員・正職員：常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者。
- ・正社員・正職員以外：常用雇用者のうち、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者

(2) 利用上の注意

- ・雇用表の表側の部門は、事業所を単位とする分類ではなく、産業連関表の概念・定義に基づくいわゆるアクティビティベースの分類に対応し（ただし、厳密に従業者を区分することが困難な部門もあり、注意が必要）複数の部門に従事している者についてはそれぞれの部門で1人として計上されているため、国勢調査等他の報告書と比較する場合は注意を要する。
- ・帰属計算を行う「住宅賃貸料（帰属家賃）」、仮設部門である「自家輸送」と「事務用品」は従業者を計上しない。
- ・労働誘発係数により算定される就業（雇用）者誘発数については、最終需要の増加による直接間接に必要となる労働力需要の大きさを人数で表したものであり、現実経済の下では需要を時間外勤務等で賄う場合が考えられるため分析結果には注意を要する。

(3) 推計方法

「国勢調査」「経済センサス - 基礎調査」「経済センサス - 活動調査」「就業構造基本調査」を基に推計した数値を、「労働力調査」の数値で令和2年平均化する。そして、推計した値を過去の長崎県雇用表や令和2年全国雇用表と比較し、一人当たり賃金額との整合性などを検証して従業者数や雇用者所得を調整した。

用語の解説

アクティビティベース

部門分類の基準の一つで、生産活動単位と呼ばれ、同じ種類の生産活動を統一して扱う。したがって一つの事業所内で、二つ以上の生産活動を行っている場合には、それぞれの生産活動に分けて分類する。いわば、一種の商品分類といえる。

一般政府

政府企業を除く狭義の政府機関を意味し、国、都道府県、市町村等の行政主体の総称。他の方法をもつて提供されることのない共通のサービスを、社会に供給する機能をもつ。

影響力係数

ある産業部門に対する最終需要が1単位発生した場合、全産業部門に与える影響の相対的な強さを示す係数。

$$* \text{ 影響力係数} = \text{ある産業部門の逆行列係数の列和} \div \text{全産業部門の逆行列係数の列和の平均値}$$

営業余剰

各産業部門の営業利潤、支払利息、使用動産や不動産の純賃借料からなる。

$$* \text{ 営業余剰} = \text{粗付加価値} - [\text{家計外消費支出} + \text{雇用者所得} + \text{資本減耗引当} + \text{純間接税(間接税 - 補助金)}]$$

F O B価格 (free on board)

国内の工場から輸出するための空港・港湾に至るまでの国内流通に要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格。

家計外消費支出

いわゆる「企業消費」に該当する宿泊・日当、交際費、福利厚生費等

仮設部門

実際には、産業部門として存在しないか、または独立した部門とみられないような生産活動のみを行なっている場合でも、作成上の便宜等から、架空の部門を設定することがあり、次の部門が該当する。

* 自家輸送(旅客自動車)、自家輸送(貨物自動車)、事務用品、古紙、鉄屑、非鉄金属屑

感応度係数

各産業部門にそれぞれ1単位の最終需要が発生した場合、どの産業が相対的にどれだけ強い影響を受けるかを示す係数。

$$* \text{ 感応度係数} = \text{ある産業部門の逆行列係数の行和} \div \text{全産業部門の逆行列係数の行和の平均値}$$

帰属計算

帰属計算とは、具体的な取引は行われていないが、実質的な効用が発生し、これを受けているものが現に存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。

競争輸移入型

同一の財であれば共通の性質を有するから、輸入品と国産品、移入品と県内産品を区別せず、同一の部門に分類できると考えて処理する方式。

逆行列係数

特定部門の生産を1単位あげるのに、直接・間接に必要とされる各産業の産出水準が最終的にどれだけになるかを算出した係数。

寄与度

全体の変化に対して、その構成要素データの増減が全体の伸び率を何ポイント押し上げ（押し下げ）ているかを示すもので、各寄与度の合計が全体の伸び率と一致する。

寄与度 =

$$(\text{内訳の比較時の値} - \text{内訳の基準時の値}) \div (\text{全体の基準時の値}) \times 100 (\%)$$

屑・副産物

ある一つの財の生産に当たって、生産技術上、目的とした財のほかに、必然的に別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を主生産物として生産する部門が他にある場合を「副産物」（例：合成樹脂生産における液化石油ガス）といい、ない場合には「屑」（例：鉄屑）という。

産業連関表では、一つの生産活動からは一つの生産物しか生産されないという原則が置かれているため、副産物及び屑については、特殊な扱いが必要となる。

県外流出率

生産波及効果の県外へ流出する比率。 * 県外流出率 = 100 - 県内歩留まり率

県際構造

県外または国外との財・サービスの取引関係。

県内生産額

県内に所在する事業所の生産活動によって生み出された財・サービスの生産額をいい、コントロール・トータルズ（CT）とも呼ぶ。

県内自給率

県内需要を満たすため、県内で生産する比率。 * 県内自給率 = 1 - 輸移入率

県内歩留り率

輸移出による生産波及効果が県内に留まる比率。

$$\text{* 県内歩留まり率} = \text{逆行列係数(開放型)の列和} \div \text{逆行列係数(閉鎖型)の列和} \times 100$$

購入者価格評価表

投入・産出額をすべて、流通コストを含めた購入者価格で評価した表。

国民経済計算

国民所得統計、産業連関表、資金循環表、国民貸借対照表、国際収支表によって構成される一国経済の勘定体系。

コスト商業・コスト運賃

通常の商品の流通経費とは別の直接的な費用として処理される商業活動及び運輸活動に要する経費

コスト商業

(ア) CIF価格に含まれない商品の輸入業務に関連する外国商社の代理店からのサービスの提供、輸出商品の受取代理店手数料

(イ) 中古品の取引マージン

コスト運賃

(ア) 生産工程の一環として発生する輸送活動に係る経費

(イ) 引越荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、靈きゅう、廃棄物及び廃土砂等のように、商品とは考えられないものに係る輸送費用

個別就業係数

その産業部門の1単位の生産に必要な就業者数を示す係数。

$$\text{* 個別就業係数} = \text{各産業部門の就業者数} \div \text{各産業部門の県内生産額}$$

雇用者所得

県内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の対価として支払われる現金・現物等の一切の所得。

最終需要

家計外消費支出、民間消費支出、一般政府消費支出、県内総固定資本形成、在庫純増及び輸移出からなり、生産活動によって新たに生み出された粗付加価値に対応する。

産業

産業連関表でいう「産業」は、約3,400品目に分類した財・サービスを、それぞれ個々に生産する部門を意味しており、1品目1産業を原則としている。

また、生産活動主体分類上の「産業」は、利潤の獲得を目的として市場で販売するための財・サービスを生産する民間事業所を中心とし、商工会議所等の対企業民間非営利サービス生産者や日本銀行、郵政事業等の公的企業を含む。

C I F価格 (cost, insurance and freight)

貿易上の取引条件の一つで、輸出貨物の本船での引渡価格に、仕向地までの運賃と保険料を含めた価格で取引するもの。

資本減耗引当

固定資本の価値の消耗分を補填するために引当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損からなる。

資本集約型産業

一定の産出量を生産するのに、技術的に必要とされる生産要素のうちで、資本の投入率が他の生産要素に比して高い産業をいう。

就業誘発数

各産業部門の最終需要項目によって誘発される就業者数。

$$* \text{ 就業誘発数} = \text{個別就業係数} \times \text{最終需要項目別生産誘発額}$$

使用者主義

動産や不動産など生産設備について、設備の所有のいかんや経費の直接負担者のいかんを問わず、これらの設備使用に伴う経費や利潤相当分などを全てを、設備を使用した部門に直接計上する方法。

所有者主義

動産や不動産など生産設備について、設備の所有に伴って必要とする経費等を、直接設備を使用する部門に計上する方法。

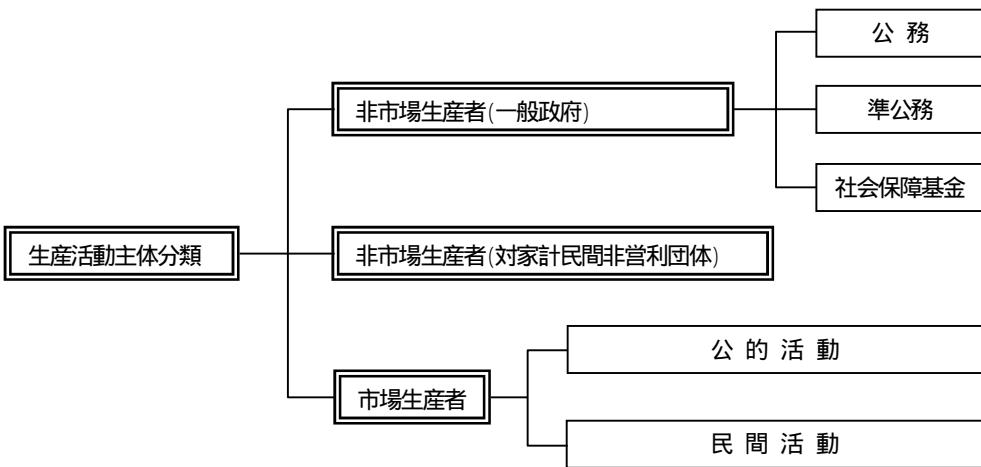
ストーン方式 (マイナス投入方式)

屑・副産物の処理方法の一つで、その発生額を発生部門の列と、競合部門の行との交点にマイナスで計上し、かつ、その産出内訳を需要部門ごとにプラスで計上する方法。

生産活動主体分類

産業連関表がその取引活動を記録する財・サービスは、「通常、その費用を回収する価格で市場において販売することを意図して生産される財・サービス」、つまり産業の生産活動による「商品」が主であるが、この他に政府及び対家計民間非営利団体から供給される「コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス」及び「市場において販売されない財・サービス」の二つも含まれる。

産業連関表ではこの関係を明らかにするため財・サービスの生産・供給主体に着目し、生産活動主体が誰であるかによって、市場生産者、非市場生産者（一般政府）、非市場生産者（対家計民間非営利団体）に分類する。



(注) 生産活動主体分類は、基本部門分類の名称末尾に印を付すことによって区分する。

無印 市場生産者

非市場生産者（対家計民間非営利団体）

非市場生産者（一般政府）

生産者価格評価表

財・サービスの流通に伴って生ずる流通コスト（商業マージン及び貨物運賃）を、商業、運輸部門扱いで処理し、投入・産出額を全て生産者価格で評価した表。

生産誘発依存度（最終需要項目別）

誘発された各産業部門の生産額が、どの最終需要によってどれだけ影響を受けたかを示す割合。

* 生産誘発依存度 = ある産業部門における最終需要項目別生産誘発額
 ÷ 当該産業部門における最終需要全体による生産誘発額

生産誘発額（最終需要項目別）

最終需要の各項目より誘発された各産業部門の生産額。

生産誘発係数（最終需要項目別）

最終需要 1 単位によって県内生産がどれだけ誘発されたかを示す係数。

* 生産誘発係数 = ある最終需要項目による各産業部門の生産誘発額
 ÷ 当該最終需要項目の産業部門計

非市場生産者（一般政府）

その他の方法では、便利に、かつ、経済的に供給され得ないような共通のサービスを無償又は著しくコストに見合わない価格で社会に供給する政府、特殊法人又は非営利団体（政府の監督、資金供給が行われ、政府自身の活動と同一視されるもの）等。

ここで扱う活動には、大きく分けて「集合的サービス」（行政・防衛などの社会的に共通なサービス）と「個別的サービス」（教育・保健衛生など社会的・政治的目的のため、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されるサービス）の二つがある。

総供給

* 総供給 = 県内生産額 + 輸移入（= 総需要）

総需要

* 総需要 = 県内需要 + 輸移出（= 総供給） 県内需要 = 中間需要 + 県内最終需要

総合付加価値係数

ある産業部門に最終需要が1単位発生した場合に、直接・間接に全部門でどれだけ粗付加価値が誘発されるかを示す係数。

総合輸移入係数

ある産業部門に最終需要が1単位発生した場合に、直接・間接に全部門でどれだけ輸移入が誘発されるかを示す係数。

属人主義

生産額の把握方法の一つで、域内居住者が、地域のいかんを問わず生みだした生産額を把握しようとするもの。

属地主義

生産額の把握方法の一つで、生産活動の主体が存在する域内で生産額を把握しようとするもの。（産業連関表の考え方）

粗付加価値

生産活動によって新たに生みだされた価値をいい、家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、間接税、補助金からなる。

粗付加価値率

$$* \text{ 粗付加価値率} = 100 - \text{中間投入率}$$

非市場生産者（対家計民間非営利団体）

利益追求を旨とすることなく、家計に対して特定のサービスを提供するために集まった個人の自発的な団体。（労働組合、友愛団体、政党、宗教団体等）

中間需要

各産業部門から生産され、他の部門に販売された財・サービスのこと。

中間需要率

$$* \text{ 中間需要率} = \text{中間需要額} \div \text{需要合計額} (= \text{総需要})$$

中間投入率

ある産業部門の生産額に占める原材料、燃料等の購入費用の比率。

$$* \text{ 中間投入率} = \text{中間投入額} \div \text{県内生産額}$$

調整項

平成23年表まで輸出業者を経由する輸出品の国内流通に係る消費税を計上していた部門。平成27年表では調整項部門を削除し、輸出部門に計上していたが、令和2年表では輸出品の県内流通に係る消費税をあらかじめ県内生産額から控除する（輸出部門からも控除する）変更を行った。

投入係数

各産業部門において、それぞれ1単位の生産を行うために必要な原材料等の構成比を示す係数。

$$* \text{ 投入係数} = \text{各産業部門の投入額} \div \text{県内生産額}$$

特化係数

全国を標準（平均）とした県の産業構造の特徴を表す指標で、1.0を越えれば全国水準よりウェイトが高く、特化した産業ということになる。

$$* \text{ 特化係数} = \text{各産業部門の県内生産額の構成比} \div \text{各産業部門の全国生産額の構成比}$$

非競争輸移入型

輸移入品の生産地を基準にした方式で、物質的には同一の財でも、県産品とはその生産地を異にするので区別して処理する方式。

プロダクト・ミックス

産業連関表の部門分類において、同一部門に投入構造や単価の異なる複数の商品が格付けられていること。

分類不明

他のいずれの部門にも属さない財・サービスのことで、更に推計上の誤差も含む。

輸移出

県内生産物の国外への出荷である輸出と、他都道府県への出荷である移出のこと。

輸移出率

県内生産額に占める輸移出の比率（＝輸移出額 / 県内生産額）

輸移入

国外生産物の県内への搬入である輸入と、他都道府県生産物の県内への搬入である移入のこと。（ただし県内で消費された場合に限り、財の単なる通過取引は計上しない。）

輸移入率

県内需要額に占める輸移入の比率（＝輸移入額 / 県内需要合計）

輸移入誘発額（最終需要項目別）

最終需要の各項目によって誘発された各産業部門の輸移入額。

$$* \text{ 輸移入誘発額} = \text{輸移入率} \div \text{県内自給率} \times \text{最終需要項目別生産誘発額}$$

輸移入誘発係数（最終需要項目別）

最終需要の各項目によって輸移入がどれだけ誘発されたかを示す係数。

$$* \text{ 輸移入誘発係数} = \text{ある最終需要項目による各産業部門の輸移入誘発額} \\ \div \text{当該最終需要項目の産業部門計}$$

労働集約型産業

一定の産出量を生産するのに直接必要とされる就業者数が多い産業。